

事務連絡
平成 31 年 3 月 20 日

(別記) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における
介護保険サービス等提供体制に関する対応について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年 12 月 14 日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が公布・施行されたことに伴い、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの間については、10 日間連続の休日（以下「10 連休」という。）となることが決定されました。

当該法律に係る国会の附帯決議の趣旨等を踏まえ、10 連休においても利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制の確保が必要であることから、10 連休における対応について、「本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における介護保険サービス等提供体制に関する対応について」（平成 31 年 3 月 20 日付け老発 0320 第 8 号。厚生労働省老健局長通知）を別紙の通り、各都道府県知事宛てに発出し、その周知を図っているところです。

別紙の内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

(別記)

公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
一般社団法人	全国デイ・ケア協会
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人	日本言語聴覚士協会
一般社団法人	日本作業療法士協会
公益社団法人	日本理学療法士協会